

2-10 非常用の照明装置 165

## 2-10 非常用の照明装置（令第126条の4・第126条の5）

## 現行規制の内容

## (1) 非常用の照明装置の設置

避難時の安全性を確保するため、一定規模以上の建築物の居室及び避難経路には非常用の照明装置を設置しなければなりません（建基令126の4）。

	非常用の照明装置の設置が必要な居室（建基令126の4）
1	特殊建築物（法別表第1（い）欄（1）～（4）項）の居室
2	階数3以上で延べ面積500m <sup>2</sup> 超の建築物の居室
3	延べ面積1,000m <sup>2</sup> 超の建築物の居室
4	採光に有効な部分の面積が床面積の1/20未満の居室

## (2) 非常用の照明装置の構造

非常用の照明装置の構造は、直接照明とし、床面において1lx以上の照度を確保すること、火災時において温度が上昇した場合でも著しく光度が低下しないもの、予備電源を設けることが規定されています（建基令126の5）。

## 主な改正履歴と改正の趣旨・内容

主な改正	施行・適用
① 非常用の照明装置の設置と構造に係る規定の制定	S46.1.1
② 非常用の照明装置の設置緩和の要件の制定	S47.1.13
③ 非常用の照明装置の制限に係る性能規定化	H12.6.1
④ 非常用の照明装置の設置を要しない居室の要件の追加	H30.3.29
⑤ 別棟みなし規定の制定	R6.4.1

2-10 非常用の照明装置 173

・床面積が30m<sup>2</sup>以下の居室で地上への出口を有するもの

・床面積が30m<sup>2</sup>以下の居室で、地上まで通ずる部分が非常用の照明装置が設けられたもの又は採光上有効に直接外気に開放されたもの

## ⑤ 別棟みなし規定の制定

## ○令第126条の4（設置）

改訂：令和5年政令第280号 施行：令和6年4月1日

2 第117条第2項各号に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

## 〔趣旨・内容〕

避難関係規定においては、建築物の部分が相互に火災・煙による防火上、避難上有害な影響を及ぼさない構造である場合には、令第117条第2項の規定により適用上別棟とみなすことができることとされていますが、同項に適合する建築物の部分については、本規定についても同様に別棟とみなして適用されることとなりました。

## 参考

- 昭和46年1月29日住指第44号「建築基準法の一部を改正する法律等の施行及び運用について」
- 昭和47年1月8日建設省住指第9号「建築基準法第38条の規定に基づく認定について」
- 平成12年6月1日建設省住指第682号「建築基準法の一部を改正する法律の施行について」
- 平成30年3月29日住指第4809号「非常用の照明装置の設置基準の見直しについて〔技術的助言〕」
- 建設省住宅局建築指導課監修「平成12年6月1日施行 改正建築基準法(2年目施行)の解説」(新日本法規出版、2000)
- 「建築基準法・建築物省エネ法改正制度説明資料(令和6年9月)」(国土交通省住宅局建築指導課 市街地建築課)

## 既存建築物の法適合状況確認の必携書!!

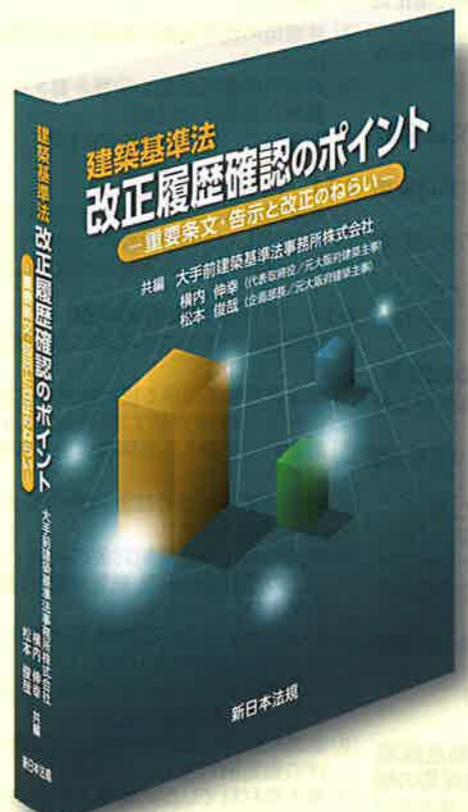
## 建築基準法

改正履歴確認のポイント  
ー重要条文・告示と改正のねらいー

共編 大手前建築基準法事務所株式会社

横内 伸幸 (代表取締役/元大阪府建築主事)  
松本 俊哉 (企画部長/元大阪府建築主事)

◆実務上重要な過去の改正を厳選し、当時の条文や告示を掲載しています。



## A5判・総頁472頁

定価4,950円(本体4,500円)送料460円

ISBN978-4-7882-9483-7

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!

(電子版) 定価 4,510円(本体4,100円)

※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

0120-089-339 (通話料無料)

受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

WEBサイトはこちら



## 第1章 総則

### 1-1 耐火構造

- ① 耐火構造に係る規定の制定 (S25.11.23)
- ② 高層建築物に係る構造の規定の整備 (S39.1.15)
- ③ 耐火構造に必要な性能の性能規定化 (H12.6.1)
- ④ 階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化 (R5.4.1)

### 1-2 準耐火構造

- ① 準耐火構造に係る規定の制定 (H5.6.25)
- ② 準耐火構造に必要な性能の性能規定化 (H12.6.1)
- ③ 1時間準耐火基準等の追加 (H27.6.1)
- ④ 特定主要構造部の位置付け (R6.4.1)

### 1-3 防火構造

- ① 防火構造に係る規定の制定 (S25.11.23)
- ② 防火構造に必要な性能の性能規定化 (H12.6.1)

### 1-4 不燃材料

- ① 不燃材料である建築材料に係る規定の制定 (S25.11.23)
- ② 不燃材料の指定 (S46.1.1)
- ③ 不燃材料の性能規定化 (H12.6.1)

### 1-5 耐火建築物

- ① 耐火建築物に係る規定の制定 (S34.12.23)
- ② 耐火建築物の主要構造部の性能規定化 (H12.6.1)
- ③ 火災時に損傷を許容する主要構造部の規定 (R6.4.1)

### 1-6 準耐火建築物

- ① 簡易耐火建築物に係る規定の制定 (S34.12.23)
- ② 準耐火建築物の創設 (H5.6.25)
- ③ 準耐火建築物の主要構造部の性能規定化 (H12.6.1)

## 第2章 単体規定

### 2-1 屋根

- ① 屋根の不燃性能についての規定の制定 (S25.11.23)
- ② 屋根の不燃性能についての技術的基準の制定 (性能規定化) 及び不燃性の物品を保管する倉庫等の屋根の技術的基準の制定 (H12.6.1)
- ③ 不燃性の物品を保管する倉庫等の屋根の技術的基準の改正 (H27.5.29)

### 2-2 耐火建築物等としなければならない特殊建築物

- ① 各種特殊建築物ごとの構造制限の制定 (S25.11.23)
- ② 用途・規模・階数に応じた構造制限 (S34.12.23)
- ③ 各種特殊建築物に類する用途の建築物の構造制限 (S46.1.1)
- ④ 木造建築物に係る建築規制の合理化 (木造3階建共同住宅等) (H5.6.25)
- ⑤ 特殊建築物の主要構造部に必要とされる性能 (特定避難時間倒壊等防止建築物) (H27.6.1)

- ⑥ 準耐火構造の位置付けの明確化に伴う見直し (R1.6.25)
- ⑦ 小規模な建築物の主要構造部の規制の合理化 (R1.6.25)
- ⑧ 別棟みなし規定の制定 (R6.4.1)

### 2-3 居室の採光及び換気

- ① 居室の採光・換気についての規定の制定 (S25.11.23)
- ② 特殊建築物の居室、火気使用室の換気 (S46.1.1)
- ③ 学校等の居室における採光規定の合理化 (S56.6.1)
- ④ 換気設備の構造の性能規定の導入 (H12.6.1)
- ⑤ 採光規定が適用される居室の限定 (H12.6.1)
- ⑥ 有効面積の算定方法の合理化 (採光補正係数) (H12.6.1)
- ⑦ 一定の照度を確保できる照明設備を設けた場合の採光規定の緩和 (R5.4.1)

### 2-4 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置

- ① クロルピリホスを添加した建築材料の使用禁止 (H15.7.1)
- ② ホルムアルデヒド発散建築材料の使用制限 (H15.7.1)
- ③ 居室に設ける機械換気設備 (H15.7.1)
- ④ 建築材料における石綿等の使用制限 (H18.10.1)

### 2-5 直通階段・2以上の直通階段の設置

- ① 直通階段と2以上の直通階段の設置に係る規定の制定 (S25.11.23)
- ② 2以上の直通階段の設置義務が課せられる面積の合理化 (S31.7.1)
- ③ 採光無窓居室の制限強化 (S34.12.23)
- ④ 高層階の歩行距離の制限強化 (S39.1.15)
- ⑤ 歩行距離の重複距離規定の制定 (S44.5.1)
- ⑥ 2以上の直通階段を設ける建築物の範囲の拡大 (S49.1.1)
- ⑦ 小規模建築物の2以上の直通階段の制限緩和 (R2.4.1)
- ⑧ 採光無窓居室の制限緩和 (R5.4.1)

### 2-6 避難階段の設置・構造及び物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅

- ① 避難階段・特別避難階段の設置と構造及び物品販売業を営む店舗における階段幅等に係る規定の制定 (S25.11.23)
- ② 避難階段の設置を要しない居室の緩和 (S34.12.23)
- ③ 高層階における特別避難階段の設置 (S39.1.15)
- ④ 特別避難階段の設置強化・避難階段等の構造の制限強化 (S44.5.1)
- ⑤ 物品販売業を営む店舗の階段幅等の制限強化 (S46.1.1)
- ⑥ 特別避難階段の付室の排煙方法の合理化 (H28.6.1)

### 2-7 屋外への出口

- ① 屋外への出口に対する規定の制定 (S25.11.23)
- ② 避難階の居室の各部分からの避難距離に係る制限強化 (S44.5.1)
- ③ 物品販売業を営む店舗における屋外への出口の幅に係る制限強化 (S46.1.1)

### 2-8 屋上広場等

- ① 屋上広場等に対する規定の制定 (S25.11.23)
- ② 手すり壁、さく等の設置を要する対象の拡大 (バルコニー等) (S34.12.23)

### 2-9 排煙設備

- ① 排煙設備に係る規定の制定 (S46.1.1)
- ② 排煙設備の設置義務等の合理化 (S62.11.16)
- ③ 排煙設備の設置基準の見直し (H12.6.1)
- ④ 避難上支障のない居室における排煙設備の設置緩和 (H27.3.18)
- ⑤ 別棟規定の緩和 (R2.4.1)
- ⑥ 特定配慮特殊建築物以外の建築物に関する排煙設備の設置緩和 (R6.4.1)

### 2-10 非常用の照明装置

- ① 非常用の照明装置の設置と構造に係る規定の制定 (S46.1.1)
- ② 非常用の照明装置の設置緩和の要件の制定 (S47.1.13)
- ③ 非常用の照明装置の制限に係る性能規定化 (H12.6.1)
- ④ 非常用の照明装置の設置を要しない居室の要件の追加 (H30.3.29)
- ⑤ 別棟みなし規定の制定 (R6.4.1)

### 2-11 非常用の進入口

- ① 非常用進入口の規定の制定 (S46.1.1)
- ② 非常用進入口の設置義務の合理化 (H12.6.1)
- ③ 非常用進入口の設置基準の見直し (H28.6.1)

### 2-12 特殊建築物等の内装

- ① 特殊建築物等の内装制限に係る規定の制定 (S34.12.23)
- ② 特殊建築物等に係る規制対象の追加 (キャバレーレ等、自動車修理工場) (S36.12.4)
- ③ 高さ31mを超える建築物に係る規制対象の拡大 (S39.1.15)
- ④ 特殊建築物に係る規制対象の拡大、避難路の不燃化 (S44.5.1)
- ⑤ 内装制限に係る規制対象の拡大 (一定規模以上の建築物の居室、無窓居室、火気使用室) (S46.1.1)
- ⑥ 内装制限に係る規制対象の合理化 (天井高さ6m超の適用除外) (S62.11.16)
- ⑦ 内装制限を受ける居室と同等以上の効力があると認める材料の指定 (H4.3.7)

- ⑧ 難燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの指定 (H12.6.1)
- ⑨ 準不燃材料でした内装仕上げに準ずる仕上げの指定 (H21.4.1)
- ⑩ 特殊建築物等の内装制限の合理化 (R2.4.1)
- ⑪ 特定配慮特殊建築物以外の建築物に関する内装制限の緩和 (R6.4.1)
- ⑫ 別棟みなし規定の制定 (R6.4.1)

### 2-13 無窓の居室等の主要構造部

- ① 無窓の居室を区画する主要構造部に係る構造制限の制定 (S34.12.23)
- ② 無窓の居室の定義の明確化 (S46.1.1)
- ③ 窓その他の開口部を有しない居室の範囲の合理化 (R2.4.1)
- ④ 採光無窓居室から直通階段までの歩行距離制限等の合理化 (R5.4.1)

### 2-14 階段

- ① 階段の寸法等に対する制限の制定 (S25.11.23)
- ② 地下建築物及び直通階段である屋外階段の幅の制限の強化 (S34.12.23)
- ③ 大規模な物品販売業を営む店舗に係る制限の強化 (S46.1.1)
- ④ 階段等における手すり設置の義務化及び階段幅の算定方法の合理化 (H12.6.1)
- ⑤ 階段に係る規制の合理化 (H26.7.1)

### 2-15 防火区画

- ① 防火区画に関する規定の制定 (S25.11.23)
- ② スパンドレルに関する規定の追加 (S31.7.1)
- ③ 区画貫通処理に関する規定の追加 (S34.1.1)
- ④ 簡易耐火建築物(準耐火建築物)の面積区画に関する規定の追加 (S34.12.23)
- ⑤ 高層区画に関する規定の追加 (S39.1.15)
- ⑥ 自動式スプリンクラー設備を設置した場合の面積区画の規制強化 (S44.5.1)
- ⑦ 積穴区画に関する規定の追加 (S44.5.1)
- ⑧ 防火区画を形成する防火設備に関する規定の追加 (S44.5.1)
- ⑨ 積穴区画の合理化 (S46.1.1)
- ⑩ 積穴区画及び異種用途区画を形成する防火設備の遮煙性能に関する規定の追加 (S49.1.1)
- ⑪ 高層区画における200m以下の住戸の規制緩和 (H12.6.1)
- ⑫ 防火区画を形成する防火設備等の性能規定の追加 (H12.6.1)
- ⑬ 強化天井の構造に関する規定の追加 (H28.6.1)
- ⑭ 小規模建築物における積穴区画の合理化 (R1.25)
- ⑮ 吹抜き等の空間を設けた場合における面積区画の合理化 (R2.4.1)
- ⑯ 警報設備の設置等がされた場合における異種用途区画の合理化 (R2.4.1)
- ⑰ 別棟みなし規定の制定 (R6.4.1)

### 「延べ面積」に係る主な改正

- ① 延べ面積の制定 (S25.11.23)
- ② 自動車庫の面積不算入 (S39.1.15)
- ③ 自転車駐輪場の面積不算入 (S62.11.16)
- ④ 備蓄倉庫、蓄電池、自家発電設備、貯水槽の面積不算入 (H24.9.20)
- ⑤ 宅配ボックスの面積不算入 (H30.9.25)

### 3-4 建蔽率

- ① 建蔽率に係る規定の制定 (S25.11.23)
- ② 現行の建蔽率制度への移行 (S46.1.1)
- ③ 2以上の地域にまたがる場合の按分規定の追加 (S52.11.1)

### 2-16 界壁、間仕切壁、隔壁

- ① 界壁、防火上主要な間仕切壁、隔壁の設置に関する規定の制定 (S25.11.23)
- ② 区画貫通処理に関する規定の追加 (S44.5.1)
- ③ スプリンクラー等を設置した場合及び基準に適合する畜舎等とする場合における隔壁の規制の合理化 (S62.11.16)
- ④ 壁面線の指定等がある場合の建蔽率の緩和制度の創設 (H13.5.18)
- ⑤ 防火地域及び準防火地域内の建蔽率の緩和規定の追加 (R1.6.25)

### 「建築面積」に係る主な改正

- ① 建築面積の制定 (S25.11.23)
- ② 高い開放性を有する部分の緩和 (H5.6.25)
- ③ 倉庫等の大規模庇の緩和 (R5.4.1)

### 3-5 建築物の各部分の高さ

- ① 高さ制限に係る規定の制定 (S25.11.23)
- ② 斜線制限の制定 (S46.1.1)
- ③ 2以上の地域にまたがる場合の部分適用の追加 (S52.11.1)
- ④ 適用距離、セットバック規定の追加 (S62.11.16)
- ⑤ 天空率制度の導入 (H15.1.1)

### 3-6 日影による中高層の建築物の高さの制限

- ① 日影規制の制定 (S52.11.1)
- ② 適用除外に係る手続の合理化 (H30.9.25)
- ③ 法第43条ただし書許可制の導入 (H11.5.1)
- ④ 法第43条ただし書許可を一部認定制に移行 (H30.9.25)
- ⑤ 法第43条認定対象の拡充 (R5.12.13)

### 3-7 防火地域及び準防火地域内の建築物等

- ① 防火地域及び準防火地域内の建築物に対する制限の制定 (S25.11.23)
- ② 簡易耐火建築物に係る規定の追加等 (S34.12.23)
- ③ 準防火地域内の防火制限の合理化 (3階建木造建築物) (S62.11.16)
- ④ 主要構造部規制の性能規定化 (延焼防止建築物等の導入) (R1.6.25)

### 3-8 容積率

- ① 容積率に係る規定の制定 (S46.1.1)
- ② 2以上の地域にまたがる場合の按分規定の追加 (S52.11.1)
- ③ 特定道路 (幅員15m以上の道路) からの距離

- ④ 新耐震設計法の制定 (S56.6.1)
- ⑤ 構造方法に関する技術的基準の制定 (H12.6.1)
- ⑥ 限界耐力計算の制定 (H12.6.1)
- ⑦ 荷重及び外力の見直し (H12.6.1)
- ⑧ 木造の耐震壁の配置の制定 (H12.6.1)
- ⑨ 構造関係規定の見直し (H19.6.20)
- ⑩ 特定天井の制定 (H26.4.1)
- ⑪ エレベーター等の脱落防止の制定 (H26.4.1)
- ⑫ 積雪荷重の割増の制定 (H31.1.15)
- ⑬ 階高の高い木造建築物等の増加を踏まえた構造安全性の検証法の合理化 (R7.4.1)
- ⑭ 木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し (R7.4.1)

## 第5章 雜則

- ① 仮設建築物に対する制限緩和規定の制定 (S25.11.23)
- ② 仮設興行場等の存続期間の延長 (S46.1.1)
- ③ 國際的な規模の会議又は競技会に係る存続期間の延長 (H30.9.25)
- ④ 建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和制度の創設 (R1.6.25)
- ⑤ 応急仮設建築物の存続期間の延長 (R4.5.31)

### 5-2 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和

- ① 総合的設計による建築物に対する制限緩和規定の制定 (S25.11.23)
- ② 総合的設計による同一敷地内建築物の公告の義務付け (H6.11.16)
- ③ 連坦建築物設計制度の創設、取消手続の位置付け (H11.5.1)
- ④ 総合設計制度を併用する場合の手続の合理化 (H15.1.1)
- ⑤ 防災空地等の空地を含めた一団地制度の制定 (H17.6.1)

### 5-3 既存の建築物に対する制限の緩和

- ① 既存の建築物に対する制限の緩和に係る条項の制定 (S34.12.23)
- ② 用途地域等に係る不適合用途部分の床面積上限値の改正等 (S46.1.1)
- ③ 構造耐力規定の適用の合理化 (H17.6.1)
- ④ 増改築における部分的な建築基準の適用 (H17.6.1)
- ⑤ シックハウス、石綿等の制限緩和に係る条項の制定 (H18.10.1)
- ⑥ 構造耐力規定に関する規制の合理化 (H24.9.20)
- ⑦ 構造基準適用の明確化 (H27.6.1)
- ⑧ 移転の際の適用拡大 (H27.6.1)
- ⑨ 防火避難規定に係る規制の合理化 (R6.4.1)
- ⑩ 接道義務等の規定に係る規制の合理化 (R6.4.1)

## 第4章 構造規定

### 4-1 構造耐力

- ① 建築物の構造上の安全性に係る規定の制定 (S25.11.23)
<li